訪問看護・介護予防訪問看護

重要事項説明書

１．事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人　藤の会
主たる事務所の所在地	〒509-0252　岐阜県可児市矢戸67
代表者（職名・氏名）	理事長　安藤　文夫
設立年月日	平成２３年８月１１日
電話番号	０５７４－４８－８６８６

２．ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーション　えがお	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒509-0203　岐阜県可児市下恵土5607	
電話番号	０５７４－６６－３１１３	
指定年月日・事業所番号	平成３０年　５月　８日指定	２１６３１９０１０７
管理者の氏名	松井　直子	
通常の事業の実施地域	可児市・御嵩町・美濃加茂市	

３．事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者	１名(業務全般の管理)	理学療法士	常勤０名、非常勤０名
看　護　師	常勤3名、非常勤１名	作業療法士	常勤０名、非常勤０名
准 看 護 師	常勤０名、非常勤０名	事務員	常勤０名、非常勤０名

４．営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで。ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月30日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前８時３０分から午後５時３０分まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

５．事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

6. 提供するサービスの内容

訪問看護（又は介護予防訪問看護）は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「訪問看護職員」といいます。)がそのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。
指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとします。

(1) 病状･障害の観察
(2) 清拭･洗髪等による清潔の保持
(3) 食事および排泄等の日常生活の世話
(4) 褥瘡の予防･処置
(5) リハビリテーション
(6) ターミナルケア
(7) 療養生活や介護方法の指導
(8) カテーテル等の管理
(9) 利用者や家族への精神的サポート
(10) その他医師の指示による医療処置
(11) 外泊時の訪問看護
(12) 地域密着型施設との医療連携

7. 利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の１割の額（一定以上の所得のある方は２割～３割）です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。また、可児市に於いては**地域区分７級地の為、１単位 10.21 円**となります。**料金については介護保険の端数処理の関係で若干の誤差が生じることがあります。**

（１）訪問看護の利用料　　◎訪問看護ステーションの場合

【基本利用料】　　**R6 年 6 月 1 日～**

＜看護師が行う介護予防訪問看護＞

サービスの内容 ＼ １回あたりの所要時間	単位数
２０分未満	３０３
２０分以上３０分未満	４５１
３０分以上１時間未満	７９４
１時間以上１時間３０分未満	１０９０

＜看護師が行う訪問看護＞

サービスの内容 ＼ １回あたりの所要時間	単位数
２０分未満	３１４
２０分以上３０分未満	４７１
３０分以上１時間未満	８２３
１時間以上１時間３０分未満	１１２８

【加算】　　以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	単位数	
夜間・早朝・深夜加算	夜間（18時～22時）早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	所定単位の25%	
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	所定単位の50%	
複数名訪問加算（Ⅰ）	同時に複数の看護師等が１人の利用者に対して３０分未満の訪問看護を行った場合（１回につき）	２５４	
	同時に複数の看護師等が１人の利用者に対して３０分以上の訪問看護を行った場合（１回につき）	４０２	
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して１時間３０分以上の訪問看護を行った場合（１回につき）	３００	
初回加算（Ⅰ）	新規の利用者に対し、退院又は退所した日にサービスを提供した場合（１月につき）	３５０	
初回加算（Ⅱ）	新規の利用者に対し退院又は退所した翌日以降にサービスを提供した場合（1月につき）	３００	
退院時共同指導加算	退院又は退所にあたり退院時（退所時）共同指導を行った場合（特別な管理を必要とする者の場合２回）	６００	
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	① 利用者又はその家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある場合 ② 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている場合	６００	
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	緊急時訪問看護加算（Ⅰ）の①に該当するものであること	５７４	
特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（１月につき）	Ⅰ	５００
		Ⅱ	２５０
ターミナルケア加算	利用者の死亡日前１４日以内に２回以上ターミナルケアを行った場合(当該月につき)	２，５００	
看護体制強化加算	医療ニーズへの対応の強化支援。当該加算の体制を満たす場合（１月につき）	Ⅰ	５００
		Ⅱ	２００
サービス提供体制強化加算	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（１回につき）	Ⅰ	6
		Ⅱ	3

【その他の利用料】　　死後の処置　‥‥　10,200 円

＊ 衛生材料等に関しては各種物品に応じてご利用者負担となります。

＊ ご自宅でサービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担になります。

（２）支払い方法

上記（１）の利用料（利用者負担分の金額）は、１ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次の方法によりお支払いください。
お支払い方法は、各銀行等金融機関から、口座自動引落しとします。
サービスを利用した月の翌月の２６日（祝休日の場合は直前の平日）に、指定する口座より引き落とします。

8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	 －（　　）－
緊急連絡先 （家族等）	氏名 （利用者との続柄） 電話番号	 －（　　）－

9. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。
また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
なお、当事業所の介護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

10. 苦情相談窓口

（１）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号　０５７４－６６－３１１３ 面接場所　当事業所の相談室 責任者　　管理者　松井　直子

（２）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	可児市役所介護保険課 （介護事業者係）	電話番号　0574－62－1111 FAX　　0574－60－4616
	岐阜県国民健康保険団体連合会 （介護・障害課苦情相談係）	電話番号　058－275－9826 FAX　　058－275－7635
	岐阜県社会福祉協議会 （運営適正化委員会）	電話番号　058－278－5136

11. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

（１）サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

（２）体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

12. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその防止等のため次の措置を講ずるものとする。

（１） 虐待防止のための指針の整備
（２） 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
（３） 虐待を防止するための定期的な研修の実施
（４） 虐待を防止するための担当者の設置

2　事業者は、サービス提供中に当該事業所従業員による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを県・市町村に通報し、県・市町村が行う虐待防止等に対する調査等に協力するものとする。

13.　身体拘束の適正化

サービス提供にあたって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない

2　身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する